

第92期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制 およびその運用状況の概要	1 頁
連結株主資本等変動計算書	4 頁
連結注記表	5 頁
株主資本等変動計算書	11 頁
個別注記表	12 頁

(2020年4月1日から2021年3月31日)

株式会社テクノアソシエ

法令および当社定款第16条の規定に基づき、上記の事項につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.technoassocie.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容】

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の経営理念、事業精神、企業行動憲章の浸透に努めるほか、法令等の遵守は経営の最大の重要課題と認識しコンプライアンス・マニュアルを制定しその普及と浸透を図る。社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会がコンプライアンスを統轄し、グループ横断的なコンプライアンスリスクの把握、分析および評価を実施するとともに、全社員に対しては、社内研修やeラーニング等を通じその周知徹底を行う。

また、万一コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合には、所管部門の取締役からその内容・対処案を取締役会および監査役会に報告する。

さらに、取締役および使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社およびグループ会社に通報・相談窓口の設定を行い、適切な情報の把握・必要な対策等が取れるようにする。また、「内部通報制度規程」に規定しているとおり、当該通報・相談を行った者に対して、いかなる不利益な取扱いも行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会の議事録を作成し保存するとともに、社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い、起案決裁書等、取締役の職務の執行および決裁に係る情報について記録し、適切に管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ横断的なリスクについては、社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会が中心となって、基本方針の制定やリスクを適切に管理する体制や対策を整える。

これらの活動は、リスク管理・コンプライアンス委員会および各種委員会が、それぞれ定めるマニュアルやポリシーに従い、コンプライアンス・情報セキュリティ・自然災害等の危機管理について統括する。

監査役、監査部は、当社およびグループ会社のリスク管理状況のモニタリングを行う。

また、重大なリスクが顕在化し緊急の対応が必要な場合には、社長が対策本部の設置等を指示し、損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的且つ適正に行われるよう、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁権限規程」において担当部門、職務権限および各組織の所管業務を定める。

定例の取締役会において、「取締役会規則」により定められた事項の決定や報告、並びに業務執行状況の確認を行うとともに、取締役会の機能充足と経営の効率化を図るため、社長を含む取締役、監査役、執行役員が出席する経営執行役員会を適時開催する等、機動的な意思決定が行える体制を整える。

経営計画のマネジメントについては、中長期経営ビジョン、毎年策定されるトップ方針と年度計画をベースに、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行う。また、経営目標の進捗トレースについては定期的な業績報告会を通じて行う。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に関する内部統制委員会を設置し、推進部門としてグローバル企画部 業務改革推進室を設け、それらの方針・指導・支援のもと、各部門・子会社において、金融商品取引法および金融庁が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った、統制システムの構築および適切な運用を進める。また、監査部に内部統制グループを設け、財務報告の適正性を確保するための体制の一層の強化を図る。

内部統制委員会は、監査部 内部統制グループの監査報告に基づき事業年度毎にグループ全体の内部統制システムの有効性の評価を行い、その結果をもとに金融庁に提出する内部統制報告書を取りまとめ、取締役会の承認を得るものとする。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため「企業行動憲章」を制定し、事業運営上、尊重・遵守していくべき事項について社内研修・教育等を行い共有化に努める。

「決裁権限規程」等の関連規程に基づき、当社取締役会、経営執行役員会で報告・付議すべき決定事項・発生事実やリスク管理、コンプライアンス等に関する事項について、グループ会社を所管する部門を通じて報告や当社の事前承認等を義務付ける。また、当該所管部門がグループ会社と協力、協議、情報交換等を行うことを通じて、グループ会社における経営の効率化を図る。

業績評価およびリスク情報の有無を監査するため、経理部および監査部で、グループ会社に定期的往査を実施する。監査部は、監査において発見された事項について監査報告を行い、特に損失の危険やコンプライアンス等に関する重要事項については、取締役会に報告するとともに改善施策等について指導監督する。

業務の法令・定款等への適合性、コンプライアンス等に関しては、当社およびグループ会社の各部門の長が部門内の指導・管理を行い、その実態をリスク管理・コンプライアンス委員会に報告する。顕在化した事案に関してはリスク管理・コンプライアンス委員会が対策等を指示する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき部門として監査役室をおき、兼務の使用人を配置するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の使用人の人事異動、人事評価に際しては、あらかじめ監査役会に相談し意見をもとめるものとする。また、当該使用人は、監査役の指揮命令に従い職務を行うものとする。

9. 当社および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、重要な各種会議に出席し、必要に応じて取締役および使用人等にその説明を求めることとする。

当社およびグループ会社において、取締役および使用人等は、以下に定める事項について速やかに監査役に対し報告する体制とする。

- ① 会社の業績や信用に大きな影響を与えるもの、またはそのおそれのあるもの
- ② 法令、定款、諸規程および倫理規程に反する事項
- ③ その他監査役会が報告すべきものと定めた事項

10. 監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社およびグループ会社の取締役および使用人等に対し、不利な取扱いを行わない。その旨を「内部通報制度規程」に規定する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が取締役および使用人からヒアリングを行う機会を適宜確保するとともに、代表取締役と監査役との定期的な情報交換会を開催する。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため必要な予算を毎年度設定し、監査役がその職務の執行に関連して弁護士・公認会計士等の外部専門家を活用し、その費用の支払いを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

1. 取締役の職務執行

取締役会規則やその他規程の下、取締役が法令、定款および社内規程等に則り適切に行動するよう徹底し、これら執行に係る情報を適正に保存しております。取締役会は社外取締役2名を含む6名で構成され、社外監査役3名を含む監査役5名も出席しております。取締役会は13回開催し、経営に関する重要事項の決定、業務執行の状況報告および監督を適正に行いました。執行役員を含めた経営幹部の会議を適時開催し、経営執行に係る事項を十分に審議する等、適正な執行プロセスが働くよう取り組みました。

2. リスク管理・コンプライアンス体制の推進

グループ横断的なリスク・コンプライアンスに関して、リスク管理・コンプライアンス委員会においてリスク分析、予防対策の協議、リスクに対する具体的な再発防止策の指示等を行っております。

また、役員研修を含む階層別研修やeラーニング等を通じた教育・研修を継続して実施し、特にコンプライアンス面における意識強化に努めております。

3. 内部監査等のモニタリング活動

監査計画に基づき、当社グループのリスク・コンプライアンス状況に関して内部監査を実施し、監査レビュー会議を適時開催しました。内部監査では、監査に先立って各部門への自己点検の義務化、通常の業務監査に内部統制監査を加えた監査の実施等、充実したモニタリング活動となるよう取り組みました。

また、内部統制委員会を10回開催し、法令を遵守し業務の有効性と効率性の向上を図るとともに、当社グループの業務品質の改善および業務手順の標準化を推進しました。

4. 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成されています。監査役会は11回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

監査役は、重要な会議・委員会（取締役会、経営執行役員会、リスク管理・コンプライアンス委員会等）への出席、代表取締役社長や経営幹部へのヒアリング、会計監査人との意見交換、Web会議システム等を利用したリモート監査（海外を含む）等を通じて、実効性のある監査を実施いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,001	5,128	37,487	△1,315	46,301
当期変動額					
剰余金の配当			△522		△522
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,387		1,387
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	865	△0	865
当期末残高	5,001	5,128	38,353	△1,316	47,167

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	416	△0	△112	△26	276	1,328	47,907
当期変動額							
剰余金の配当					—		△522
親会社株主に帰属する 当期純利益					—		1,387
自己株式の取得					—		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	323	0	874	145	1,345	187	1,532
当期変動額合計	323	0	874	145	1,345	187	2,397
当期末残高	740	△0	762	119	1,621	1,515	50,304

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 17社

トーブツテクノ(株)
(株)シリコーンテクノ
ツカサ産業(株)
テクノアソシエ・シンガポール
テクノアソシエ・タイ
T・A・オートモティブ・タイ
科友香港
科友広州
科友上海
昆山東訊機電
科友大連
日星金属制品
嘉善科友盛科技
科友台湾
T・A・アメリカ
テクノアソシエ・メキシコ
テクノアソシエ・チェコ

(2) 非連結子会社 3社

テクノアソシエ・インドネシア
テクノアソシエ・ベトナム
テクノアソシエ・ヨーロッパ
連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社 2社

大洋産業(株)
M・P・M

(2) 持分法を適用していない非連結子会社 3社

テクノアソシエ・インドネシア
テクノアソシエ・ベトナム
テクノアソシエ・ヨーロッパ
持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社の、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

1-3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……………時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
時価のないもの
総平均法による原価法

② デリバティブの評価……………時価法 基準及び評価方法

③ たな卸資産の評価……………親会社及び国内連結子会社 基準及び評価方法 主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 在外連結子会社 主として総平均法による低価法 一部の連結子会社については移動平均法、又は先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産……………親会社及び国内連結子会社 定率法 (リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、 金型及び専用機については生産高比例法を採用しております。 在外連結子会社 定額法

② 無形固定資産……………定額法 (リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、一部の海外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は、定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績を基礎として算出した貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額に基づいて計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象…………… ヘッジ手段 為替予約及び通貨オプション

ヘッジ対象 外貨建予定取引

ヘッジ方針…………… 内部規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法…………… ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができ、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ のれんの償却方法

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で償却しております。ただし、金額が僅少の場合は、発生時に全額償却することとしております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

⑤ 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

⑥ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

1－4．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1－5．会計処理基準に関する事項の変更

（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

2-1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,801百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

3-1. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

（単位：百万円）			
場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
大阪府大阪市	遊休資産	建設仮勘定（機械装置）	31
メキシコ グアナファト州	生産設備	機械装置	122
		その他	4
合計			158

(減損損失の認識に至った経緯)

上記大阪府大阪市の建設仮勘定（機械装置）については遊休状態にあり、将来の使用見込みがたっており、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を計上しております。

また、上記メキシコ グアナファト州の機械装置については新型コロナウイルス感染症の影響等による稼働率の低下により投資額の回収が見込めず、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を計上しております。

(グルーピングの方法)

当社グループは原則としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産、賃貸等不動産及び処分予定資産については、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、売却が困難であるため備忘価額をもって評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

4-1. 当連結会計年度の末日における当社の発行済株式の総数

普通株式 20,036,400株 (自己株式数1,392,777株)

4-2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	配当の原資	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月18日 定時株主総会	利益剰余金	261	14.00	2020年3月31日	2020年6月19日
2020年10月30日 取締役会	利益剰余金	261	14.00	2020年9月30日	2020年12月1日

4-3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当連結会計年度に属するものに関する事項

決議	配当の原資	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月17日 定時株主総会	利益剰余金	261	14.00	2021年3月31日	2021年6月18日

5. 金融商品に関する注記

5-1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。貸付金の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資、子会社投資資金に係るものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクのヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引であり、実需の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

5-2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,906	17,906	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,230	20,230	—
(3) 電子記録債権	4,758	4,758	—
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	1,475	1,475	—
資産計	44,371	44,371	—
(1) 支払手形及び買掛金	(13,514)	(13,514)	—
(2) 短期借入金	(294)	(294)	—
(3) 未払法人税等	(258)	(258)	—
(4) リース債務（流動負債）	(349)	(349)	—
(5) 長期借入金	(54)	(54)	0
(6) リース債務（固定負債）	(766)	(768)	2
負債計	(15,237)	(15,240)	2
デリバティブ取引（※1）	(16)	(16)	—

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 負債に計上しているものについては、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) リース債務（流動負債）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金利の合計額を、新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) リース債務（固定負債）

リース債務（固定負債）の時価については、元金利の合計額を、新規に同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額824百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 収益認識に関する注記

当社グループは、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,616円93銭
1株当たり当期純利益	74円44銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
						特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	5, 001	5, 137	0	5, 137	369	0	20, 354	1, 506	22, 229
当期変動額									
特別償却準備金の取崩				－		△0		0	－
別途積立金の積立				－			700	△700	－
剰余金の配当				－				△522	△522
当期純利益				－				1, 323	1, 323
自己株式の取得				－					－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△0	700	101	801
当期末残高	5, 001	5, 137	0	5, 137	369	－	21, 054	1, 607	23, 031

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,312	31,056	416	△0	415	31,471
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		—			—	—
別途積立金の積立		—			—	—
剰余金の配当		△522			—	△522
当期純利益		1,323			—	1,323
自己株式の取得	△0	△0			—	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			323	0	324	324
当期変動額合計	△0	801	323	0	324	1,125
当期末残高	△1,312	31,857	740	△0	739	32,597

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準……………時価法

及び評価方法

(3) たな卸資産の評価基準及び……………移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) び評価方法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、金型及び専用機については生産高比例法を採用しております。

(2) 無 形 固 定 資 産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リ ー ス 資 産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績を基礎として算定した貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……………従業員に対する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額に基づいて計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。

1－4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段 為替予約及び通貨オプション
ヘッジ対象 外貨建予定取引
ヘッジ方針…………… 内部規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする目的で行っております。
ヘッジ有効性評価の方法…………… ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創立されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

1－5．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1－6．会計処理基準に関する事項の変更

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

2．貸借対照表に関する注記

2－1．有形固定資産の減価償却累計額	5,605百万円
2－2．関係会社に対する短期金銭債権	1,220百万円
2－3．関係会社に対する短期金銭債務	1,507百万円

3．損益計算書に関する注記

3－1．関係会社との取引高

売上高	2,864百万円
仕入高	5,281百万円

その他の営業取引高	154百万円
営業取引以外の取引高	1,223百万円

3-2. 減損損失に関する注記

当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
大阪府大阪市	遊休資産	建設仮勘定（機械装置）	31

(減損損失の認識に至った経緯)

上記大阪府大阪市の建設仮勘定（機械装置）については遊休状態にあり、将来の使用見込みがたっており、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を計上しております。

(グルーピングの方法)

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産、賃貸等不動産及び処分予定資産については、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、売却が困難であるため備忘価額をもって評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,387,871株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
賞与引当金	149
賞与引当金に係る社会保険料	23
資産除去債務	63
投資有価証券評価損	38
減価償却超過額	74
その他	131
繰延税金資産小計	481
評価性引当額	△189
繰延税金資産合計	291
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△18
その他有価証券評価差額金	△263
前払年金費用	△262
繰延税金負債合計	△544
繰延税金負債の純額	△252

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	トープツ テクノ(株)	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼務	資金の借入	598	短期借入金	600
				利息の支払	3	未 払 金	0

(注) 資金の借入について、取引金額は期中平均残高を記載しております。また、利息の利率については市場金利を勘案しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社の子会社	住友電装(株) (住友電気 工業(株)の子 会社)	—	当社製品の販売	ダイカスト 部品等の販 売	3,604	売 掛 金	2,360

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

7. 収益認識に関する注記

当社は、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,747円99銭

1株当たり当期純利益 70円98銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。